○中国地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	宇部市大字瓜生野字中屋敷一三三番一から同市大字瓜生野字中屋敷一三四番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月二十九日

○中国地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	三原市本郷町南方字一ノ渡一一八八二番一から同市本郷町南方字下垣内一一七九七番一まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月二十九日

○中国地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	米子市吉岡字中新田一四〇番二から同市車尾六丁目一四五番一まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月三十一日

○中国地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
総社市美袋字塚田一二六二番一から同市美袋字塚田一二五一番三まで	前	九・〇〇～一一・〇〇	〇・二一五
	後	九・〇〇～一四・〇〇	〇・二一五

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	総社市美袋字塚田一二六二番一から同市美袋字塚田一二五一番三まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月三十一日

○四国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
須崎市下分字中島甲二八四四番地先から同市下分字前川原乙二〇六四番地先まで	最大　三六・三三	〇・一二四
	最小　一二・五〇	

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
伊予市大平字曽根甲一三八七番一から同市大平字曽根甲一三八九番一地先まで	前	一三・七〇～一六・四〇	〇・三三五
	後	一三・七〇～一七・五五	〇・三三五

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日　九州地方整備局長　岡本　博

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
佐賀市兵庫町大字瓦町字一本黒木六二四番一から同市兵庫町大字若宮字二本柳一〇七番一まで	前	四七・八〇～一一七・二〇	〇・〇五五
	後	四七・八〇～一一七・二〇	〇・〇五五
佐賀市兵庫町大字若宮字二本松四二七番六から同市兵庫町大字若宮字四本松四七三番二まで	前	二五・〇〇～三四・五〇	〇・一六七
	後	二五・九〇～三六・二〇	〇・一六七
佐賀市兵庫町大字渕字四本杉一五三〇番一から同市兵庫町大字渕字三本杉一五五七番一まで	前	二四・〇〇～三三・〇〇	〇・一二一
	後	二四・〇〇～三五・二〇	〇・一二一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所